

入門講座 実践編

著作権法の一部を改正する法律と 電子出版

知的資産専門部会
委員長

上辻 靖夫



著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号）と電子出版との関連を概説したいと思います。

「出版」とは、著作物を頒布することを目的として文書又は図画として複製することをいいます。著作権法では、出版権者に排他的に出版する権利を与えています。出版権者となるためには、その出版を予定する者が、複製権者から出版権の設定を受ける必要があります。出版権の設定を定めた現行著作権法第79条は以下のとおりです。

著作権法第79条（出版権の設定）第1項

第二十一条に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権者」という。）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

財産権としての著作権には、「複製権」「上演権及び演奏権」「上映権」「公衆送信権等」といったものがありますが、「著作権の権利の種類」として条文に示されたもの（法第21条から第28条）の中には、「出版権」はありません。

これは、出版権を「複製権に対するある種の用益権」として位置づけているためです。ちなみに、著作権法でいう「複製」は「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」（法第2条第15号）と定義されています。

さて、法第79条中「その著作物を文書又は図画として出版」という表現からわかるように、出版権は紙媒体を前提にしています。それゆえ、複製権者と出版権設定契約を締結した出版権者であっても、当然に電子出版ができるというものではないのです。

電子出版を行う出版者は、出版権設定の合意とは別に、以下のような合意が必要です。

以下の各号に掲げる方法のいずれか又はすべてにより、本著作物の全部または一部を電子的に利用すること（以下「電子出版」という）を独占的に許諾する。

- ①DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものを含む）に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布すること
- ②インターネット等を利用し公衆に送信すること（本著作物のデータをダウンロード配信することおよびホームページ等に掲載し閲覧させることを含む）

※社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より抜粋引用

出版権が設定されたとき第三者はその著作物につき出版することはできません。また、出版権を設定した複製権者も自ら出版することはできません。そうした排他的な権利であることに照応して、電子出版の契約においては「独占的な許諾」という形で権利処理することが一般的です。

電子出版は、CD-ROM等の電子媒体に著作物の複製物を記録したパッケージ出版物（複製権が及ぶもの）の頒布以外に、著作物の複製物をインターネット等を利用して公衆に送信すること（公衆送信権が及ぶもの）という利用形態もあります。そこで、電子出版の契約においては、複製権者の許諾とともに公衆送信権者の許諾も得ることになります。

今回の改正著作権法では、第79条第1項は、以下のようになっています。

著作権法第79条（出版権の設定）第1項

第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一項において「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（次条第二項及び第八十一条第二項において「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

これを簡易に表現すると以下のようになります。

出版権の設定（第79条関係）

著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

- ①文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
 - ②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと【インターネット送信による電子出版】
- ※文部科学省「著作権法の一部を改正する法律（概要）」より引用

【参考】出版権の内容（第80条関係）

出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- ①頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利（記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む）
 - ②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利
- ※文部科学省「著作権法の一部を改正する法律（概要）」より引用

こうして著作権法上の「出版権」の対象に電子出版が含まれることになりました。施行期日は平成27年1月1日です。